

2 工業統計調査用産業分類

(1) 日本標準産業分類が平成19年11月に改定（平成20年4月1日適用）されたことに伴い、平成20年調査より工業統計用産業分類も改定しました。（改定内容については別表1参照。）

工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

別表1

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年以降)	
産業中分類番号	産業名称(産業中分類)	産業中分類番号	産業名称(産業中分類)
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

注: 旧分類11と12は統合され新分類11に、旧分類14と15は一部移設され新分類14に、旧分類26と27は分割され新分類26と27に、旧分類28と29は一部移設され新分類28に、旧分類30と31は一部移設され新分類30に、旧分類32は一部移設され新分類32にそれぞれ対応しています。

(2) 「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム（乾板を含む）	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294

かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

(3) 日本標準産業分類が平成14年3月に改定(平成14年10月1日適用)されましたが、工業統計調査に係る改定点は次のとおりです。

- ① 旧小分類「191—新聞業」、「192—出版業」については、新大分類「H—情報通信業」に移行。
- ② 旧中分類「30—電気機械器具製造業」については、新中分類「27—電気機械器具製造業」、「28—情報通信機械器具製造業」及び「29—電子部品・デバイス製造業」に分割。